

議決第3号

新東名高速道路の騒音対策を求める意見書の提出について

富士宮市議会会議規則第14条第2項の規定により、新東名高速道路の騒音対策を求める意見書を提出する。

令和8年7月1日 提出

提出者 富士宮市議会環境厚生委員長 佐野 寿夫

新東名高速道路の騒音対策を求める意見書

平成24年4月14日に新東名高速道路が開通して以来、富士宮市内の貫戸区を通過する高速道路から発生する騒音及び振動が地域住民の生活に影響を及ぼしている。

これまで貫戸区は、地元自治会として中日本高速道路株式会社（以下、NEXCO中日本という）に対して騒音対策を求めてきたが、同社は環境基準値内であることを理由として十分な対策が進んでいない状況にある。

この騒音により、地域住民の中には睡眠を妨げられ、不眠に悩み医療機関を受診している現状もあるなど、生活環境への影響が顕在化している。また、道路ジョイント部からは甲高い衝撃音が発生しており、地域住民にとっては、夜間に大きな騒音を体感する事態となっている。

加えて、周辺に民家が存在する他の通過区間では、4 m以上の防音壁が設置されており、当該区間では、防音壁の高さ約2 mと他より低く設定されていることから、当該区間にも同様の設備を設置する必要がある。また、道路建設当時、富士宮市の立会いの下締結した日本道路公団と地元自治会による工事前確認書内でも、道路公団は、予測できない状況が発生した場合は策を講ずるとしている。

よって、地域住民の健康と生活環境を守る観点から、国においては、NEXCO中日本に対し、下記のとおり、必要な騒音対策を講じるよう働き掛けることを強く要望する。

記

- 1 既設防音壁（現在高さ約2 m）について、地域の騒音状況を踏まえ嵩上げを実施すること（防音壁の高さは、他の住宅隣接地域同等の道路面より4 m以上とする）
- 2 防音壁が未設置となっている区間について、防音壁新設の調査・検討を行うこと
- 3 防音壁については上下線双方、必要な区間で道路両側へ設置すること
- 4 道路ジョイント部分から発生する衝撃音について、定期的な点検及び改修を実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月1日

静岡県富士宮市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 殿

国土交通大臣